

申請の流れ(令和6年度)

・令和6年4月1日以降に基礎工事より後の工程の工事に着手する住宅が補助対象です。

(2)年度内に完了する
建売住宅の場合

契約の流れ

(イ)契約締結前

(ロ)売買契約締結

(ハ)完成・引渡

★原則として年度末までに引渡

補助金の手続

①事前着手届

②交付申請

予算上限に達するまで

③交付決定

(市→販売者)

④完了報告

(販売者→市)

補助金交付

①正式な売買契約の締結前に
事前着手届を提出してください。

②販売者(代理者)は、年度内引渡の
目途が立った際に、BELS
評価書(写)を添付し、市に交付
申請してください。

③市の審査が完了次第、補
助金の交付決定をします。

④販売者(代理者)は、住宅の
完成・引渡後に市に報告及び
補助金の請求をしてください。
市から補助申請者へ補助金を
交付します。

住宅(物件)毎に手続き